

## 法人会員利用規約

### 第1条(定義)

日経 CNBC(以下「当社」といいます)は、NIKKEI Channel<Markets>利用規約(以下「利用規約」といいます)第5条1項の規定に基づき、特約として法人会員利用規約(以下「本特約」といいます)を定めます。本特約における各条項中の用語は、特に定めのない限り、利用規約の定義に従うものとします。

### 第2条(申込の条件)

当社は、登録申込者が以下の各号にすべて該当する場合には、本サービスの利用に関して、法人による登録申し込みを受け付けます。

- (1) 日本法に基づく法人格を備えた私法人(営利法人、非営利法人)または公法人であること。
- (2) 組織が実在し、その事業活動に継続性があると認められること。
- (3) 当社が付与するマーケット ID などの認証情報を管理する責任者(以下「管理責任者」といいます)が1名以上いること。
- (4) 組織(その役員および従業員を含みます)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等の反社会的勢力でなく、これらのいずれにも関係していないこと。
- (5) 上記の他、当社が登録申し込みを適当と認めるに足る事由があること。

### 第3条(業務の委託)

当社は、本特約に基づく本サービスの提供に関し、必要となる業務の全部または一部を当社が指定する提携先(以下「代理店」といいます)に委託することができます。

### 第4条(登録の申込)

1. 登録申込者は、あらかじめ本特約および利用規約の各条項を承諾のうえ、当社が定める電磁的方法または代理店が別途定める方法により、登録に必要な情報(以下「登録情報」といいます)を当社に提供して登録を申し込むものとします。
2. 当社は登録申込者に対し、提供された登録情報が事実であることを証明する書類の提出を求めることがあります。
3. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、登録申込者の申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 第2条に規定する条件を満たさない場合。
  - (2) 登録情報に虚偽または誤りもしくは不足などの不備がある場合。
  - (3) 第2項に規定した書類が提出されなかった場合。
  - (4) 登録申込者が差押、仮差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立を受けている場合。

- (5) 登録申込者が租税滞納処分を受けている場合。
  - (6) 登録申込者が手形交換所の取引停止を受けている場合、その他支払停止の状態にある場合。
  - (7) 登録申込者が過去に本サービスまたは当社が提供する放送サービスの利用を停止されたことがある場合。
  - (8) 上記の他、当社が申し込みの承諾を不相当と判断した場合。
4. 当社は、利用規約第 11 条の規定にも関わらず、本特約第 14 条(3)、(4)および(5)の各号に規定する行為について、登録申込者があらかじめ当社の承諾を得ようとする場合は、その申し出に基づき登録申込者との間で別途協議を行います。協議の結果、当該申し込みを当社が承諾したときは、本サービスの利用条件を個別に定めた書面を作成し、契約を締結します。

#### 第5条(契約の成立)

1. 本特約に基づく契約(以下「利用契約」といいます)は、当社が登録申込者の申し込みを承諾したときに成立します。
2. 当社が申し込みを承諾したときには、当該登録申込者に対し直接または代理店を通じて、第 9 条に規定する認証情報を付与します。当社による認証情報の付与は、当社が定める電磁的方法により行います。

#### 第6条(適用)

当社に登録された法人(以下「法人会員」といいます)および法人会員に属する個人のうち実際に本サービスを利用する個人(以下「利用者」といいます)に対しては、本特約に固有の規定がある場合を除き、利用規約の各条項が直接または適切な読み替えを行ったうえで適用されます。

#### 第7条(管理責任者)

1. 法人会員は、登録の申し込みにあたり、当社が付与する認証情報を適切に管理し運用する担当者として必ず 1 名以上の管理責任者を定め、当社または代理店へ届け出るものとします。ただし、代理店を通じた申し込みの場合に限り、当該代理店を一時的に法人会員の管理責任者として登録を申し込むことができます。登録が完了した後は、当社は 2 項の規定に従って取り扱います。
2. 法人会員は、管理責任者に変更があるときは、所定の方法で速やかに当社または代理店へ届け出るものとします。当該届け出が遅滞したことにより法人会員に損害が生じた場合でも、当社は一切その責任を負いません。
3. 本サービスは、管理責任者の許可を得た利用者が利用できるものとします。管理責任者は、善良なる管理者の注意をもって利用者に本サービスを利用させるものとし、利用者による違反行為があった場合には、当該利用者、法人会員および管理責任者は連帯してその責任を負います。

4. 当社は、法人会員の認証情報および登録情報に関する問い合わせ、各種手続きの申請については、管理責任者または代理店によるもの以外は受け付けません。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、法人会員が自らの責任において当該管理責任者を代理する者を指名し、所定の方法で当社または代理店に申し出ることができます。かかる申し出に基づき当社が対応した結果、法人会員に損害が生じた場合でも、当社は一切その責任を負いません。
5. 法人会員および管理責任者は、本サービスの利用に関するすべての責任を負うものとします。

#### 第8条(登録情報の変更)

1. 法人会員は、登録情報に変更が生じたときは、所定の方法で速やかに当社または代理店に届け出るものとします。この場合、当社は前条4項に準じて取り扱います。
2. 前項の届け出を怠ったことにより法人会員に損害が生じた場合でも、当社は一切その責任を負いません。
3. 当社は、法人会員の届け出た内容によっては、その事実を証明する書類の提出を求めることがあります。また、場合により本サービスの利用を停止することがあります。

#### 第9条(認証情報)

1. 当社は法人会員に対し、登録情報に基づき申請された個数の認証情報を付与します。認証情報は利用者一人につき一個とし、利用者は必ず当社が付与した認証情報を使用するものとします。
2. 法人会員は、当社が付与した認証情報を変更することはできません。ただし、セキュリティ上の事由その他やむを得ない事情がある場合には、管理責任者による申請に基づき、当社が当該認証情報の一部または全部を変更します。

#### 第10条(認証情報の管理)

1. 法人会員および管理責任者は、当社が付与した認証情報を管理する一切の責任を負うものとします。
2. 法人会員および管理責任者は、当社が付与した認証情報を貸与、譲渡するなどして利用者以外の第三者に利用させないものとします。当社が付与した認証情報による本サービスの利用は、利用者本人によるものとみなします。
3. 法人会員および管理責任者は、当社の付与した認証情報について盗難の被害や第三者による不正利用があることを知ったときは、直ちに当社へ報告し、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

#### 第11条(法人会員への通知)

1. 当社から法人会員への通知は、電子メールその他当社が適当と判断した方法により、管理責

任者宛てに直接または代理店を通じて行います。ただし、本サービスを利用する法人会員全てを対象とした告知を行う場合は、本サービス上または本サイト上での掲示などにより一斉に通知します。

2. 前項の通知は、登録情報に基づく管理責任者の電子メールアドレスへの送信もしくはこれに準ずる方法による通知が完了した時点または本サービス上もしくは本サイト上での掲示が完了した時点で効力を生じます。法人会員は当社からの通知を随時確認する義務を負うものとし、当該確認を怠ったことにより法人会員に損害が生じた場合でも、当社は一切その責任を負いません。

#### 第12条(設備等)

法人会員は、自らの費用と責任において、本サービスを利用するために必要な設備や装置、インターネットへの接続環境を用意し保守管理するものとします。また、法人会員は、セキュリティの設定など自らに固有の事情に起因して本サービスを利用できない場合でも、当社が責を負わないことをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第13条(法人会員の責務)

法人会員は、第6条の規定に基づき、本特約および利用規約の各条項を遵守するものとします。また、法人会員は利用者に対し、本特約の趣旨を十分に理解させるとともに、利用規約を遵守させるものとします。

#### 第14条(禁止事項)

法人会員は、利用規約第11条に規定する行為の他、本サービスの利用に関して以下の各号に該当する行為を行わないものとします。

- (1) 法人会員に属さない個人に本サービスを利用させること。
- (2) 自らの関係会社、取引先など利用契約の当事者でない第三者に本サービスを利用させること。
- (3) あらかじめ当社の承諾を得ることなく、街頭、店頭、公開空地など不特定多数の者が視聴可能な場所で本サービスを表示または放映すること。
- (4) あらかじめ当社の承諾を得ることなく、電子看板などの広告表示装置において本サービスを表示または放映すること。
- (5) あらかじめ当社の承諾を得ることなく、以下に該当する場所または施設で本サービスを利用し、または利用させること。
  - ① 事業所の受付、ロビー、エレベータ、食堂など
  - ② ホテル、旅館などの宿泊施設(一時滞在型施設を含む)
  - ③ 大学、専門学校などの教育機関
  - ④ 病院、診療所などの医療機関

- ⑤ 飲食店、小売店などの店舗
- ⑥ 遊技場などの娯楽施設
- ⑦ 空港、駅、高速道路、港湾などの交通施設
- ⑧ 飛行機、電車、バス、船舶などの交通機関
- ⑨ 図書館、公民館などの公共施設
- ⑩ 上記に準じる場所、施設または形態

#### 第15条(本サービスに関する制約)

法人会員は、第4条4項に基づく個別の契約に規定がある場合または本サービスが代理店を通じて提供される場合には、一部サービスについて利用上の制約を受けることがあります。

#### 第16条(料金および支払)

1. 法人会員は当社または代理店に対し、本サービス利用の対価として、料金表に定める料金を支払うものとします。料金は1ヶ月単位で算定します。
2. 前項の規定にも関わらず、法人会員は、第17条に定める最低利用期間分の料金を一括して支払うことができ、この場合には料金表に定める割引率が適用されます。ただし、本特約に付則など別途規定がある場合、当社はこれに従って取り扱います。
3. 料金の改定がある場合は、第11条1項に規定する方法により30日前までに法人会員に通知したうえで、当該改定が有効となる月から、改定された料金を課金します。ただし、本特約に付則など別途規定がある場合、当社はこれに従って取り扱います。
4. 本サービスの料金は、登録完了日の属する月を無料とします。ただし、本特約に付則など別途規定がある場合、当社はこれに従って取り扱います。
5. 利用契約の解約日が月の途中の場合、解約日の属する月は1ヶ月分の料金が課金されるものとします。
6. 法人会員は、当月分の料金を当社指定の銀行口座への振込みにより翌月末日までに支払うものとし、振込みの際に必要な手数料等の費用は、すべて法人会員の負担とします。一括払いの場合は、最低利用期間の2ヶ月目の末日を支払期限とします。
7. 前項の規定にも関わらず、当社と法人会員の間別途取り決めがある場合、当社はこれに従って取り扱います。また、代理店が独自に取り扱う口座自動振替などの支払方法については、その定めるところによります。
8. 法人会員が料金の支払いを遅滞した場合、期限後の損害金は日歩4銭として計算します。
9. 当社は、本サービス利用の有無に関わらず、法人会員により既に支払われた料金等の払い戻しは行いません。
10. 第14条(3)、(4)、(5)の各号に記載した用途に該当する場合の料金は、当社が別途定めます。また、その支払い方法について、第4条4項に基づく個別の契約がある場合には、当社はその規定に従って取り扱います。

#### 第17条(最低利用期間)

1. 法人会員が本サービスを利用する場合の最低利用期間は、登録完了日の属する月の翌月初日から起算して12ヶ月目の末日までとします。ただし、本特約に付則など別途規定がある場合、当社はこれに従って取り扱います。
2. 前項の規定にも関わらず、法人会員が最低利用期間の満了日を待たずに利用契約を解約する場合は、当該最低利用期間の残余期間に相当する料金の全額を、所定の方法により一括して当社または代理店に支払うものとします。ただし、天災、地変、戦乱、暴動その他法人会員の責に帰することのできない事由により、やむを得ず解約する場合はこの限りではありません。
3. 最低利用期間満了日の2ヶ月前までに法人会員から利用契約を解約する意思表示がなく、かつ満了日の当日までに所定の解約手続きが完了していない場合は、契約は12ヶ月単位で自動的に延長され、以後も同様とします。ただし、本特約に付則など別途規定がある場合、当社はこれに従って取り扱います。
4. 前各項の規定にも関わらず、第4条4項に基づく個別の契約がある場合には、その規定に従います。

#### 第18条(解約)

1. 法人会員が利用契約を解約する場合は、第7条4項の規定に基づき、管理責任者が当社または代理店に対し、所定の方法で申請するものとします。月の途中での解約は、当該解約月の末日をもって効力を生じます。
2. 最低利用期間中の解約については、前条2項の規定に従って取り扱います。

#### 第19条(利用停止)

1. 当社は、法人会員が以下の各号に該当する場合、法人会員に対して事前の通知または催告を要することなく本サービスの利用を停止し、直ちに利用契約を解除できるものとします。
  - (1) 第4条3項に該当していることが判明したとき。
  - (2) 第10条に規定する認証情報の管理が適切に行われなかったとき。
  - (3) 第14条の規定に抵触したとき。
  - (4) 第16条に規定する支払債務の遅滞または不履行があったとき、または支払を拒否したとき。
  - (5) 上記の他、本特約および利用規約に違反したとき。
  - (6) その他合理的な事由により、法人会員として不適切と当社が判断したとき。
2. 前項により利用契約が解除された場合、法人会員は利用契約に基づき当社に対して負担する債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちにそのすべてを一括して履行するものとします。
3. 本条の規定に基づく本サービスの利用停止により当社が損害を被った場合は、利用契約の

解除の有無によらず、当該法人会員に対する賠償の請求を妨げないものとします。

#### 第20条(本特約の変更)

1. 当社は、法人会員の一般の利益に適合する場合の他、本特約の変更が利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更内容の相当性など諸般の事情に照らして合理的なものである場合には、法人会員の承諾を得ることなく、本特約の内容を変更することができます。
2. 当社は、本特約を変更する場合、法人会員に対して変更後の内容および効力発生日を周知します。

#### 第21条(協議事項等)

本特約または第4条4項に基づく個別の契約に定めなき事項が生じたときは、利用規約の規定に基づき取り扱うとともに、法人会員と当社は、ともに誠意をもって協議のうえ問題の解決にあたるものとします。

#### 付則

1. 本特約は2020年12月17日より実施します。ただし、改定前の規定に基づく登録申込者および法人会員については、以下の各号に定めるとおりとします。
  - (1) 料金その他の債務は、改定前の料金表および個別に取り決めた条件により取り扱います。
  - (2) 最低利用期間は、改定前の規定により取り扱います。即ち、初回登録後は6ヶ月、満了日までに解約手続きが完了していない場合は1ヶ月単位で自動的に利用契約が延長されます。
  - (3) 本特約に基づく当社への再登録は、最低利用期間中の法人会員でも申し込むことができます。この場合、再登録が完了した日の属する月は、第16条4項に定める無料期間の対象にはなりません。
2. 当社は、前項(1)および(2)の規定について、本特約実施から12ヶ月以上の期間を経過した後に見直すことがあります。この場合、第20条の規定に従って、その内容などを法人会員へ周知します。

## 【料金表】

1. 本表に記載する金額はすべて税別で表記します。
2. 料金は、下記の①(法人会員の登録ごとに必要)と②(利用するIDの数に応じて必要)を合計した額とします。

① 基本料

月額 ¥7,000-

② 利用料

利用ID 1~5個の場合	利用ID 6個以上の場合
基本料に含まず	ID 1個につき月額 ¥800-

3. 一括払いの場合は、①と②を合計した額に以下の割引率が適用されます。

6ヶ月分一括払いの場合	12ヶ月分一括払いの場合
3%割引	8%割引 (利用ID 1~19個の場合)
	15%割引 (利用ID 20個以上の場合)

以上

(2012年12月25日制定)

(2014年12月23日改定)

(2020年4月14日改定)

(2020年12月17日改定)